平成２２年（フ）第８１４号
東京都八王子市狭間町1768番地
債務者　小澤　正衛
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1922番地71
下道団地131号
債務者　山下　文子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２７６号
静岡県牧之原市大沢86番地９　ヤム・パレス103、旧住所静岡県牧之原市相良262番地22
小野田明夫方
債務者　田中　利明
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
長崎県松浦市志佐町浦免544番地２
債務者　堤　眞里子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2492番地、従前の住所長崎県松浦市御厨町里免815番地
債務者　森下　耕児
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2492番地
債務者　森下　陽子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
石川県羽咋郡志賀町赤住ロの１番地２
債務者　岡野　健治
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月23日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３８号
石川県鹿島郡中能登町東馬場れ部８番地
債務者　石木　小一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月23日午後２時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４１号
石川県七尾市藤橋町戊部28番地１　コーポ吉村206号、従前の住所石川県七尾市若林町カ部１番地42
債務者　東山　政人
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月23日午後２時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地1259
債務者　和田　一彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１３号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地1259
債務者　和田　慶子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1067番地50
債務者　宮澤　由佳
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４９号
長野県佐久市長土呂592番地　城ヶ丘団地市営17号
債務者　川添　アウローラ　レイエスこと　レイエスカワゾエ，アウローラ
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６３号
長野県小諸市大字諸265番地
債務者　武田福太郎
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７３号
長野県佐久市岩村田62番地５　雇用促進住宅１棟Ｂ―203、前住所長野県東御市海善寺854番地109
債務者　滝澤　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部